福岡県スキー連盟指導者と(財)サンビレッジ茜との申し合わせ

平成24年10月25日 平成27年 6月11日(改正)

(財) サンビレッジ茜が学校や子供会等のスキー指導等を行う際に、指導員及び競技役員を福岡県スキー連盟に依頼して指導等を行う場合の申し合わせは、下記の通りとする。

記

(目的)

この申し合わせは、福岡県スキー連盟と(財)サンビレッジ茜が連携・協力して、福岡県におけるスキースポーツの普及・発展並びに青少年の健全育成を図るとともに、併せてジュニアスキーヤーの育成を図ることを目的とする。

(申し合わせ事項)

- 1 スキー活動に伴う指導を依頼する場合は、(財)サンビレッジ茜に登録された名簿 の各人に対して、(財)サンビレッジ茜から電話連絡等で指導等の依頼を行うものと する。
- 2 福岡県スキー連盟の指導員等有資格者が登録する場合は、所属クラブ名や指導資格、 住所、電話連絡先等の個人情報を(財)サンビレッジ茜に連絡して登録するものとす る。登録された名簿については(財)サンビレッジ茜において管理する。
- 3 登録された個人情報は、(財)サンビレッジ茜において、厳重に管理するとともに、 申し合わせ事項のみの使用とし、目的外使用を行わないものとする。
- 4 指導に伴う経費については、次のとおりとする。

指導謝金(半日、2時間以内)・・・・ 2,000円

(1日、4時間以内) ・・・・ 4,000円

交通費補助・・・・・ 2,000円

福岡県スキー連盟支援金

500円

- 5 登録した指導者が所属クラブ員や知人・友人を誘って(財)サンビレッジ茜を利用する場合は、登録した指導者に限って使用料・滑走料を無料とする。ただし、指導者個人の利用については所定の使用料・滑走料を支払うものとする。
- 6 この申し合わせ事項について変更がある場合は、福岡県スキー連盟と(財)サンビレッジ茜とで協議し、両者の了解の基で変更するものとする。
- 7 この申し合わせは、平成24年11月 1日より施行する。

福岡県スキー連盟

(財) サンビレッジ茜